

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへの問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

プレミアム付き商品券を発行します

問本所商工課 ☎35 - 1299

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた地域経済の回復を目的に、「プレミアム付き商品券（アプリ版＋紙版）」を発行します。市内での消費活動を喚起し、地域の景気浮揚につなげます。

■販売内容

1セット5,000円分を4,000円で販売（プレミアム率25%）

■実施期間

アプリ版…9月中の開始を予定（3か月間）

紙版…10月中の開始を予定（2か月間）

■対象店舗

市内の中小・小規模店舗（業種の制限なし）

※大手チェーン店、コンビニ、ドラッグストア等は対象外。

■発行金額

12億円分（5,000円分×24万セット）

■購入対象者・購入限度

第1回…市民限定とし、1人当たり2セットまで販売。希望者全員がアプリ版か紙版のどちらかを購入できるように申込制とする

第2回…第1回で完売しなかった場合、市民に限定せず、アプリ版でのみ販売（予定）

■その他

詳細が決まり次第市HP等でお知らせします

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

問本所子育て推進課 ☎35 - 1291

ひとり親世帯分の給付金を受給していない低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付します。

■対象・支給方法

▷令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給していて、令和4年度の住民税均等割が非課税の方

→申請不要（7月末までに手当の登録口座に支給）

▷令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等の内、

①令和4年度の住民税均等割が非課税の方

→申請が必要な場合あり。申請不要の方には7月中に振り込み通知を送付

②新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変し、住民税均等割非課税相当となった方

→申請必要（来年2月28日☎まで）

■申請方法 申請書の様式等詳しくは市HPをご覧ください



天神祭、大山犬祭り、3年ぶりに市民が参加する祭りが戻ってきた。コロナ禍で神事のみ、パレードは中止などを余儀なくされてきたお祭り、イベント。例年、市役所前でのパレードが行われていた天神祭は、第二コミセンの前を中心に行われた。規模は縮小されたが朝陽一小から六小までの踊りフェスティバルに児童、保護者、多くの市民が参加、沿道を埋め尽くした。祭りの司会、パレードの進行管理、交通整理など、多くのご支援、ボランティアのおかげで華やかな祭りは整然と行われた。祭りの後、第二コミセンから市役所まで歩いて帰った。その途中、3年ぶりの手踊りをやり遂げた藤間流鶴岡藤静会、坂東流柏樹会の皆さんに出会った。編笠で顔を隠して道真公を見送った姿を再現した手踊り、暑い中、本当にお疲れ様でした。

6月18日、山形県沖地震から3年が経過した。その後も令和2年7月豪雨などもあり、災害時の初動対応、避難所の開設、食料の備蓄、要支援者への対応など少しずつ体制整備の充実が図られてきた。3年目となる6月18日には、自主防災組織の皆さんを対象とした講習会が開催された。天災は忘れた頃に、あの日、誰にとっても突然だった大きな揺れ。今一度、行政、地域、家庭での災害への備えを確認しておきたい。

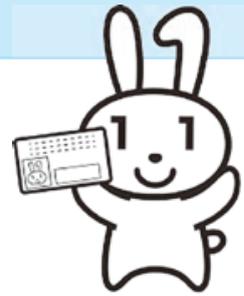
市長の
一筆入魂

(53)

最大2万円分のマイナポイントがもらえます

マイナポイント第2弾実施中です

☎本所市民課 ☎35 - 1194 または 本所情報企画課 ☎35 - 1193



マイナポイント事業は、マイナンバーカードやキャッシュレス決済の普及促進を目的に、国が実施している消費活性化策です。手続きがまだの方はお早目をお願いします。

マイナポイントの付与対象と付与ポイント

マイナンバーカードの
新規取得 ※

最大5,000円相当

健康保険証としての
利用申込み

7,500円相当

公金受取口座の
登録

7,500円相当

※第1弾に申し込んでいない方や、上限まで付与されていない方も含まれます。マイナポイントの申込み後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買物をする必要があります。

▷マイナポイント申込みの対象となるマイナンバーカードの申請期限…令和4年9月末まで

▷マイナポイントの申込期限…令和5年2月末まで

マイナポイントの申込方法

▶マイナポイント申込みの手順は次のとおりです

①マイナンバーカードの取得（利用者証明用電子証明書の搭載が必要です）

カード申請から受け取りまでは1か月程度掛かります。

②マイナポイントの予約（マイキーID設定）

マイナンバーカード取得後や既にカードをお持ちの方は、パソコン（カードリーダーも必要）やスマートフォン等で専用サイトにアクセスして設定が可能です。

③マイナポイントの申込み

パソコンやスマートフォン等で専用サイトにアクセス。希望するキャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードを使って申し込みます。

▶マイナンバーカードの申請支援（写真撮影を含む）やマイナポイントの予約・申込みの支援を下記窓口でも行っています

■支援窓口：本所市民課、各地域庁舎市民福祉課
※窓口が混雑している場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

▶企業・地域団体等を対象にしたマイナンバーカードの出張申請受付も行っています

企業や学校、地域団体等で、申請を希望する方がおおむね10人以上いる場合、指定された会場に市職員が出張し、申請を受け付けます（顔写真がない方は、タブレット等で撮影も行います）。

申請時に必要書類を提出いただければ、後日マイナンバーカードを本人限定受取郵便で自宅に送付します。

☆詳しくはマイナポイント事業HP、市HPをご覧ください

マイナポイント事業HP→



市HP→



三年一昔。変化の速い時代、10年、5年ではなく、3年もたつと、世の中も大きく変わっていることを実感する。誰が戦争によって物価が高騰するなど予測できたのだろうか。マスクの着用のルールも見直しが始まっている。国は、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置付けを何ら変更するものではないとしつつ、①屋外では、2m以上を目安として他者との距離が確保できる場合や、会話がほとんどない場合はマスクをする必要はないこと、②屋内では、他者との距離が確保できず、会話がほとんどない場合は、マスクをする必要はないこと、さらに、③就学前の子どもについては、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があるため、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない、とされた。本格的な夏を迎える中、熱中症対策にも万全を期す必要がある。

石の上にも三年、石の上でも3年続けて座れば暖まるという。ただ、世の中の考え方も相当変わってきており、個々人の考えもより多様になってきている。辛抱すれば必ず成功する、という格言自体の受け止め方も様々であろう。変化に対応していきたい、もっと多様性を活かしていきたいと考えている。

今年度、市役所の上級行政の採用試験に障がい者の枠を新たに設定し、初級行政の採用試験にも導入を予定している。もっと多様性を反映し、明るく働きやすい職場に、そして市民の皆様幸せのために働く職場に。鶴岡市が時代の変化に対応し、更に成長するために

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

市政



廃棄物減量等推進審議会 公募委員募集

一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について審議する同審議会の公募委員を募集します。

■ 次の全てに該当する方5人以内（地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く）
① 今年8月1日現在で18歳以上である
② 市内の事務所等に勤務し、その事業所の代表として会議に出席できる（事業主を含む）
③ 平日に開催する会議に出席できる
■ 7月29日④まで廃棄物対策課 ☎22・2848へ（郵送は当日必着） 他市HP

上下水道事業経営審議会 公募委員募集

水道事業、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業の運営等について審議する同審議会の公募委員を募集します。

■ 次の全てに該当する方5人以内（地方公共団体の議会の議員及び常勤・非常勤の公務員を除く）
① 今年10月1日現在で18歳以上である
② 市内、三川町に住民登録がある、または通勤・通学している
③ 平日に開催する会議に出席できる
■ 8月1日④まで申込書を上下水道部総務課 ☎23・7731へ（郵送は当日必着） 他市HP

健康・福祉



ハチマルニイマル 8020 よい歯の長寿賞の募集

80歳以上で20本以上自分の歯をお持ちの方を募集し、優良者を表彰します。
■ 昭和17年12月31日以前に生まれた方で、自分の歯が20本以上ある方（過去に受賞した方を除く）
■ 7月14日④～8月16日④に鶴岡地区歯科医師会に加入している歯科医院へ（その場で無料歯科健診を実施） 関健康課（にこ）☎35・0156または市内歯科医院へ

令和4年度の介護保険料 決定通知書を送付します

令和4年度介護保険料決定通知書は、令和3年中の本人の所得と家族の4年度の市民税課税状況に基づいて計算した介護保険料（年額）をお知らせするものです。保険料の決定方法等は同通知書に記載しています。特別徴収の方には、はがきでお知らせします。

■ 発送日 7月15日④ ■ 65歳以上の方 ■ 納付方法 ▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月、来年2月）に年金から差し引きします（特別徴収から普通徴収への切替えはできません） ▽普通徴収（納付書または口座振替）：特別徴

収以外の方は、同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付します。納期は年8回（7月～来々年2月の毎月）です。■ 閏納付の相談：本所納税課 ☎35・1183 賦課内容：本所長寿介護課 ☎35・1289または各地域庁舎市民福祉課へ

介護保険負担割合証が 新しくなります

現在お持ちの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日④です。8月1日④から使用する負担割合証は7月末までに送付します。期限の切れた負担割合証は、破棄するか、本所長寿介護課または各地域庁舎市民福祉課に返却してください。

なお、今年度から負担割合証は、圧着はがき（縦長の定型封筒サイズ）で送付します。届いたら必ず開いてご確認ください。
■ 本所長寿介護課 ☎35・1289または各地域庁舎市民福祉課へ

介護保険の軽減確認証・負担 限度額認定証の更新時期です

軽減確認証、負担限度額認定証をお持ちの方に申請書類を送付しています。手続きが遅れると介護サービス利用料の助成が受けられませんので、忘れずに手続きしてください。

また、昨年度該当しなかった方でも、今年の8月1日以降に要件を満たせば、確認証、認定証の交付対象になる場合

があります。新たに交付を受けたい方は、窓口で申請してください。
■ 本所長寿介護課 ☎35・1289または各地域庁舎市民福祉課へ

家族介護慰労金を 支給します

■ 要介護3以上（相当と認められる方を含む）で、介護保険サービスを利用していない（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修及び年間10日以内のショートステイ等を除く）寝たきり高齢者等を、1年以上継続して在宅で介護している方 ■ 支給額 10万円 ■ 持介護者名義の市内金融機関の通帳 ■ 7月1日④～29日④に各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ

完全予約制です

耳や手足が不自由な方のための巡回相談

■ 7月6日④午後1時～3時 ■ 陽総合保健福祉センター（にこふる） ■ 18歳以上で、新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方（聴覚のみ）、また既に交付を受けている方で程度を変更したい方、補装具の交付を希望する方等（現在治療中の方を除く） ■ 相談科目 聴覚（8人）、肢体（手帳をお持ちの方6人） ■ 印鑑、保険証、身体障害者手帳（お持ちの方） ■ 7月1日④～5日④に本所福祉課 ☎35・1273、☎25・9500へ

【新型コロナ】鶴岡市・庄内保健所からのお願い

☎本所地域包括ケア推進室 ☎35 - 1251

引き続き、感染拡大防止対策が必要です！

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、減少傾向ですが、経路不明の陽性者が増えています。軽症や無症状の方も多いことから、気付かないうちに家庭や職場などで広がっています。

風邪や花粉症のような症状がある方は、早目の受診(検査等)をお願いします。



▲詳しくは市HP

年金・医療



国民年金保険料を納めるのが難しい方は

失業や所得の減少などの経済的な理由で、国民年金保険料の納付が困難な場合は、本人が申請することで、納付が免除または猶予される制度があります(学生は学生納付特例制度の対象)。

- ▼免除制度(全額・一部免除) 本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定額以下の場合、全額、4分の3の額、半額または4分の1の額が、各基準で免除されます。一部免除は免除額を除いた保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります。
- ▼納付猶予制度 20歳以上50歳未満の方で、本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。
- ▼退職・失業による特例 退職または失業した方で、ハローワークの確認印のある雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証(どちらもコピー可)を添付して申請すると、本人の前年所得が審査対象から外れます(配偶者、世帯主も同様の申請で対象外)。退職または失業等の前月から、退職または失業等があった年の翌々年6月までの期間について申請できます。
- ▼申請 必ず前年所得の申告を済ませてから申請してください(配偶者、世帯主も同様)。今年度分(7月〜来年6月の納付保険料が対象)は、7月1日☎から申請できます。
- ▼免除・納付猶予期間の保険料追納 10年前まで遡って追納できますが、免除・納付猶予期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、加算金がかかります。

- ☎鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294または各地域庁舎市民福祉課へ
- ### 後期高齢者医療の保険料額決定通知書を送付します
- 令和4年度の後期高齢者医療保険料は、令和3年中の所得に基づいて計算されます。
- 発送日 7月13日☎
 - 納付方法
 - ▽特別徴収(年金からの差引き)：一定の条件を満たした方は、原則、年金支給月(4月・6月・8月・10月・12月・来年2月)に年金から差し引きます。
 - ▽普通徴収(納付書または口座振替)：特別徴収以外の方は同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年8回(7月〜来年2月の毎月)です。
- ☎本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎市民福祉課へ
- ### 後期高齢者医療保険証が新しくなります
- 現在お持ちの後期高齢者医療保険証の有効期限は7月31日☎です。8月1日☎から使用する保険証は7月末までに送付します。期限の切れた保険証は破棄してください。
- ☎本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎市民福祉課へ
- ### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期です
- 現在お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日☎です。8月1日☎以降も引き続き該当する方には、後期高齢

- 者医療被保険者証と一緒に7月末までに送付します。
- ただし、現在の負担区分が「区分Ⅱ」で長期入院(1年間で91日以上)の入院している方は更新手続きが必要です。7月上旬までに申請書類を送付しますので、忘れずに手続きしてください。
- ☎本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎市民福祉課へ
- ### 国民健康保険証兼高齢受給者証が新しくなります
- 現在お持ちの国民健康保険証の有効期限は7月31日☎です。8月1日☎から使用する保険証は、世帯主宛に家族分をまとめて7月末までに送付します。期限の切れた保険証は破棄してください。また、届いた保険証の中に職場の健康保険に加入している方の分があったら、国民健康保険をやめる手続きが必要となります。
- ▼有効期限 令和5年7月31日までに70歳になる方と75歳になる方は、自己負担割合の変更、後期高齢者医療保険制度への移行によって、有効期限が異なります。期限が切れる前に、再度保険証を送付します。
 - ▼保険証の受け取り方 本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課の窓口で交付を希望する場合や、世帯主以外の宛名での送付を希望する場合は、事前に届出が必要です。
- ☎本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎市民福祉課へ

国民健康保険限度額適用 認定証の更新時期です

現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日⑩です。7月上旬に更新案内・申請書を送付します。8月以降も必要な方は忘れずに手続きしてください。

▼申請受付期間 7月7日⑩～15日⑩
■申請書、対象者の保険証 ▼現在の負担区分が「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」の方で、長期入院（1年間で91日以上）の入院に該当する方は、入院を証明する書類（領収書等）が必要です。

認定証がない場合でも医療機関等の窓口で自己負担限度額を超えて支払った医療費（食事代を除く）は、高額療養費として支給されます。該当者には診療月から2か月～3か月後にお知らせします。領収書等必要な書類をお持ちの上、申請してください。

■本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎市民福祉課へ ⑩マイナンバーカードの保険証利用を設定している場合、医療機関での限度額認定証の提示が不要の場合あり

税



国民健康保険税納税通知書 を送付します

納税通知書に記載されている加入者所得等の内容をご確認ください。詳しく

くは、同通知書に同封の「国民健康保険税のしおり」をご覧ください。

■発送日 7月15日⑩ ⑩世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯主の方

■納付方法 ▼特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引きます ▼普通徴収（納付書または口座振替）：同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年9回（7月～来年3月の毎月）です ⑩本所課税課 ☎35・1176 ⑩新型コロナウイルス感染症の影響によって、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入が、前年より3割以上減少すると見込まれる世帯は、税の減免を受けられる場合があります。ですので、同課にご相談ください

スマートフォンアプリ決済 で市税等を納める場合は

自宅に届いた納付書に印字してあるバーコードをスマートフォンアプリで直接読み取ってください。コンビニ店頭レジでのアプリ決済による納付はできませんのでご注意ください。

⑩本所納税課 ☎35・1183



小・中学生の税に関する 標語と作文を募集します

▼標語 ⑩小学生 ⑩税金全般、納税

の大切さ、納期限を守ること等（1人2点以内）

▼作文 ⑩中学生 ⑩税に関するテーマであれば自由（1人1編。1、200字以内）

▼共通 ⑩8月29日⑩まで本所納税課 ☎35・1183へ ⑩入賞者に賞状と副賞を贈呈

生活



“明るいやまがた” 夏の安全県民運動

夏は、長期休暇やレジャー、暑さによる気の緩みなどから、交通事故や青少年の非行等が多くなる傾向にあります。これらの事故等を防止するため、県民総ぐるみで運動を推進しましょう。

■実施期間 7月22日⑩～8月21日⑩

■重点 ▼青少年の健全育成といじめ・非行防止 ▼子供と高齢者の交通事故防止・飲酒運転の撲滅 ▼海・山・川での事故防止 ▼身近な犯罪等の防止 ⑩本所防災安全課 ☎35・1204

交通安全ポスター募集

最優秀作品は市内各所に掲示します

■テーマ 交通事故防止を呼び掛けるもの、交通ルール・マナーの重要性を訴えるもの ■部門 小学生の部、一般の部（中学生以上） ■規定 1人1点で自作未発表のもの ■規格 A3～四つ切りサイズ ■各賞 最優秀

賞1点、優秀賞・佳作数点 ⑩作品の裏に住所・氏名・年齢・電話番号を記載し、8月30日⑩まで直接または郵送（当日消印有効）で本所防災安全課 ☎35・1204へ



交通安全ポスター
令和3年度最優秀賞作品

ルールを守って楽しい花火

夏の身近な風物詩のおもちゃ花火。おもちゃとはいえ、原料は火薬です。安全に楽しむため、注意書や使用方法をよく読み、次のことを守りましょう。

▽花火を人や家に向けない ▽燃えやすい物のある場所で遊ばない ▽風が強いときは花火をしない ▽水の入ったバケツを用意する ▽大人と一緒に遊ぶ ▽花火をほぐしたり、一度にたくさん花火に火をつけたい ▽花火の筒先に顔や手を近づけない ▽服に火がつかないように注意する

⑩消防本部予防課 ☎22・8332



新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

令和4年鶴岡市成人式

社会教育課（櫛引庁舎） ☎57-4866

- 期 日
11月20日@午後1時30分（全中学校区1回で開催）
- 会 場
荘銀タクト鶴岡
- 対 象
平成13年4月2日～14年4月1日生まれの方
- その他
 - ・9月中旬に対象の新成人に案内状を送付します
 - ・事前登録の方法や感染予防対策の詳細については、決まり次第市HP等でお知らせします
 - ・式典終了後、中学校ごとに写真撮影を予定していません（希望者のみ）



人権に関する相談は次の方に！

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。（敬称略）

- ▽加藤孝夫
- ▽地主幸平
- ▽庄司敏明
- ▽鈴木元女
- ▽今野和恵
- ▽金内淳
- ▽加藤勝
- ▽五十嵐礼子
- ▽石川正廣
- ▽五十嵐司
- ▽奥泉修子
- ▽小鷹真也
- ▽叶野勉
- ▽石川幸
- ▽田村廣実
- ▽小南孝子
- ▽加藤完治
- ▽佐々木はつ子
- ▽宅井洋子
- ▽蓮池昇
- ▽平藤博巳
- ▽清野美智子
- ▽佐藤雅秀
- ▽齋藤元雄
- ▽齋藤俊美
- ▽相澤康夫
- ▽齋

伊藤ゆみ子
 法務局鶴岡支局 ☎22-10003
 または本所市民課 ☎35-1194

焼畑などで土地に火入れをするときは市への届け出を

市役所本所、各地域庁舎及び一部の地区コミュニティセンターにある申請書に必要事項を記入し、実施地の見取り図を添付して、実施日の7日前までに提出してください。火入れ従事者数や防火帯の幅等は条例で定められていますので、事前に確認してください。
 本所農山漁村振興課 ☎35-1298
 または各地域庁舎産業建設課へ

メロンが旬を迎えます！ 7月6日は「庄内砂丘メロンの日」



庄内砂丘メロンは、毎年全国各地に約2、700tを出荷する、本市が誇る特産品です。収穫の最盛期が7月で、数字の「6」がメロンの形に似ていることから、市では7月6日を「庄内砂丘メロンの日」としました。甘くてジューシーな庄内砂丘メロンをぜひご堪能ください。
 本所農政課 ☎35-1296

無人ヘリコプター等による 病害虫防除作業にご注意ください

7月上旬から9月上旬まで、無人ヘリコプター等による農作物の病害虫防除作業が実施されます。事故防止のため、作業中の農地には絶対に近寄らないでください。また、風のない早朝や夕方に作業を行いますので、ご協力をお願いします。
 本所農政課 ☎35-1297
 または各地域庁舎産業建設課へ



生ごみの水切りにご協力 ください

生ごみは約80%が水分といわれています



更生保護の
マスコット
キャラクター
「更生ペンギンの
ホゴちゃん」

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。安全で安心して暮らすことができる地域社会、子供が健やかに育つ地域社会の実現は全ての人の願いです。犯罪や非行のない明るい社会を築いていきましょう。
 本所福祉課 ☎35-1252

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 社会を明るくする運動

まず、ごみ焼却施設に搬入されるごみの水分が多くなると、焼却する際、多くのエネルギーが必要になり、二酸化炭素の排出量も多くなります。生ごみをごみ袋に入れる前にギュッと一絞りするだけで水分を減らせます。この水切りによつて、ごみの軽量化で持ち運びが楽になり、悪臭の防止にもつながります。
 また、せん定枝・草もできるだけ乾燥させるなど、ごみの減量にご協力ください。
 本所廃棄物対策課 ☎22-2848